

1 3月23日(土)に、ネットワークの年次大会が、京都同志社大学の寒梅館会議室で開催された。前日には東京の千鳥ヶ淵などでは満開宣言がだされたが、京都はやや肌寒く、御所のしだれ桜は満開だったが、まだ多くはつぼみの段階だった。



2 出席者は約30人。関西以外にも東京、遠くは北海道からかけつけた現場の教員、大学関係、出版関係と多様な参加者であった。(写真左は講師の先生方、右は出席者)

3 篠原代表の挨拶のあと、中川雅之先生(日本大学)のコーディネートでシンポジウム「法教育と経済教育の対話」がすすめられた。まず、中川先生からの問題提起が行われた。

中川先生は、今年のシンポジウムでの議論を踏まえて、法教育と経済教育の現状と問題点を次の三つにまとめられた。①政経の教科書は法律だらけ、ただし系統的につくられていない。②民法の主要原則は触れないでいきなり無過失責任がでてくる。③現代の問題を解決するための特別法がまず紹介されていて原則がみえず、生徒にプリンシパルを教えるより、アドホックなテーマを教えている。

このような現状に、専門家は、法的なものの考え方(手続き的正義、利益相反など)をマスターして欲しいといている。そのため、今回は、労働問題に焦点を合わせて理論家と実践家から問題を深めたい。というテーマ設定の趣旨を語られた。

第一部として、講演が二つと中川先生の問題の整理と提起が行われた。

4 講演1 安藤至大先生(日本大学経済学部)「経済学からみた労働問題のとらえかた」

安藤先生は、経済学の立場から、高校生に労働問題を教えるとするどう教えるかの提案をされた。以下はその趣旨である。

この授業のねらいは、高校生の素朴な疑問、例えば、なんではたらかなければいけないの? なぜ企業ではたらかなければいけないの? 賃金はどうきまるの? 楽しく儲かる仕事はない? など生徒の疑問に答えられる授業にしたいということである。ストーリーは以下のようなものである。

安藤さんが無人島に流れついた。どうやって働くか。8時間を一人で働くとすると、野菜10個、魚5匹が安藤さんの能力。野川さんも流れついた。野川さんは、野菜20個、魚6匹。比較優位の原理でお互いが相対的に得意なものを交換すると全体は豊かになる。これが労働の原点であるはず。ところが、比較優位の原理はあたたかい理論であるはずなのに、現実にはどうなのか？違っているのではないか？という批判ができるのはなぜ。それは理論が間違いではなく、理論の前提を吟味していないからだ。

では、労働問題に関する経済学の理論の使い方はどうあるべきか。例えば、失業問題。労働力が生かされないのはもったいない、仕事の絶対量を増やす必要がある、それには分業して取引ができるようにしたいという形で問題を考える。また、人はなぜ企業に勤めるのかと言う疑問もある。それに答えるのが、企業の境界の発見（ウイリアムソン、コース）である。その答えは、そのほうが企業は効率的に生産ができるし、労働者はリスク分散ができるからである。

その時働き方として、正規か非正規かという問題がある。正規の三つの条件は、無期雇用、直接雇用、フルタイムの三つ。非正規にも多様なパターンがあることを確認することが必要である。ところが、非正規が増えた理由には、使用者側の理由、労働者側の理由、それぞれの理由があるはずなのに、いきなり企業を悪者にするのは問題である。非正規は悪いことではなく、一長一短である。問題は非正規だからではなく、不本意な非正規が問題である。よく、日本的経営に戻るべきと言う発言をする人がいるが、日本的経営の三原則（終身雇用、年功賃金、企業別組合）は、高度成長期の一時的なもの、大企業という特殊な条件の原則である。

とはいえ、同一労働同一賃金のはずなのに正規と非正規で違うのはなぜ？という疑問もできるだろう。それは、雇用は短期と長期で違うからである。短期は需給関係、長期は貢献度と金額がバランスするようになっているがずれがある。また、個々人によって変わる。

今後雇用はどうなるか。生産年齢人口は減少すること、これは確実。今は失業があるが中期的には人手不足が起こるはず。また、反対に変化が激しい時代でこれから仕事が減る可能性もある（マカフィーの『機械との競争』）。そこから考えると、これからの働き方は、多様な働き方、正規雇用だけを目標にするのではない生き方を覚悟する必要がある。ただし、その場合でも結果として収入がとぎれないこと、契約の多様化ができることが重要になる。そのためには、教育訓練の継続、雇用のルールを作るなら、守れるルールにしてしっかり守らせることが大事である。

これらのストーリーと比べると、高校教科書は、内容はそれなりに書いてある。しかし、実際のトラブルや実態が書き込まれていない。それを改善するには、知っておくべき知識を確認することが必要と考える。では、労働問題をいつ学ぶか。それは今です。高校までに学びたい。

以上の講演に対して、コーディネーターの中川先生は、

* 教科書ではなく、自分が教えるなら、という観点から話をしてくれた。

* 多様な労働、多様な生き方が可能な社会はどんな社会かはさらに検討したいとまとめられた。

5 講演2 野川忍先生（明治大学法科大学院）「法教育と労働法」

野川先生は、法律家の観点から以下の話をされた。

近代社会ではどんな社会でも契約によって人間関係がなりたっている。その象徴が、日本国憲法 13 条、幸福追求権である。これは自由を目指す権利があるということ。では、自由と自由がぶつかったらどうするか。話し合い、納得づくで、合意したことで社会関係の全てを決めてゆこうとすると、それが契約自由の大きな背景である。

ところが契約自由をすぐに雇用に結びつけるとおかしくなる。それは、かつて労働契約は上下関係であったからである。これが自由な契約になればよいが、しかし、現実はそうではなかった。雇う側も雇われる側も想定どおりではなく、支配関係となっていた。その理由は、雇う側である会社は社団、法人であり、雇われる労働者は自然人であるところからくる。これが雇用関係の本質で、ここから支配関係（有利不利）が生まれるのだ。だから、法人としての企業はわかっているにもかかわらずやってしまうブラック企業が登場する。そういう支配関係を何にもしないで放っておくと労働者が死んでしまう、企業もマイナスになる。

そういう状態への対応は二つあり、一つは、安直な方法で、結果に介入する方法である。時給 300 円はダメというやり方（最低賃金法、労働基準法）。もう一つは、本質的な方法で、自然人にも組織社団になればよい、そうすれば強弱ではなく対等になりうるというやり方である。それが、労働組合の結成の根拠である。

労働組合は教科書に書かれているように、労働者が弱くかわいそうだから作られたわけではない。組合はカルテルであるという経済学からの批判があるが、組合を認める意味は、普遍性を持つ。労働組合が強い国ほど資本主義はうまくゆく。これが労働組合法の根拠である。また、市場でのマッチングを自由に許すと問題が発生する（人買い）ので、ある程度国が法でコントロールし、国と民間が共同的に機能分担をしている。これが、労働市場法、憲法 27 条の労働権であり、これは完全雇用に向ける国の責任を明記したものだ。27 条と 28 条は基本的枠組みである。そのポイントは、自分の心や体と労働の契約は一致できないという特殊性を労働契約は持っているところにある。そのうえで、基本は、自由な交渉で契約できるような枠組みにすることが大切だ。

今の教科書には誤解がある。労働者が弱いという記述では不十分。しっかり、歴史を踏まえた論理を書くべき。最低賃金もおなじ。日本的経営の変化に関しても、もっとどうすればよいのかという目を育てる書き方が不足していると考えられる。

まとめてとしては、法学、経済学に共通する課題は以下の点である。

労働契約では、議論と合意による規範意識が成り立つということの不備を指摘すること。契約理念の理解が不足している。言葉の軽視、理屈、言葉じゃないんだよ、はダメ。

自己決定権意識の未成熟を超える市民社会の規範の育成が課題。

以上の講演について中川先生は以下の総括をされた。

- * 雇用契約は自由であるが、歴史的な事実と法を構成するときの力関係を踏まえて労働法制が出てきたことを明確にしておくべきということが野川先生から提起された。

6 中川雅之先生のレクチャー

昨年来の議論や、お二人の講演を踏まえて以下のような問題提起をされた。

まず、今の教科書は原理的な部分を抜かしてしまって、多くの法律と時事的労働問題を扱っている。生徒は、その関係がわからず丸暗記学習になってしまっている。

それを超えるために、まず、経済学のロジックで労働市場、労働契約をまとめてみる。使うのは、労働市場における需給曲線である。それを放っておいたらどうなるか、余剰分析で説明する。結果として、買い手独占のような状態のときは、社会として好ましい状態より低い賃金、少ない雇用量しかでてこない。ここから労働法制としての最低賃金、解雇規制がでてくる。それに対して、このような規制がかえって好ましくない結果をもたらす場合もある。最低賃金制のマイナス効果がそれである。両者を踏まえて考えさせたい。

現代的な労働問題、派遣や日本の経営の崩壊なども、自分が数年後に必ず直面する問題として伝えたい。そのときには、キャリア教育の視点から人的資本の価値を上げるという経済学のアプローチが有効であろう。その場合、政府が労働市場に過剰な介入をしたらだれが一番損をするかを強調したい。そのなかで、学歴のメリットを賃金の面から実証して、人的資本を蓄積しておけというメッセージもありではないか。

講演にもあったように、現在の教科書は非常に沢山の労働関係の法制を紹介している。また、非常に沢山の時事的な労働問題の紹介もしている。しかし、相互の関係は明示的に意識されていない。それを契約自由の原則の意味や、その例外としての労働法制を紹介しつつ、法制度との関係を意識した労働問題の紹介とリンクさせ、人的資本の蓄積の大切さを訴えるような形に整理できないかというのが私のまとめである。

休憩ののちに第二部が開始された。二部は、実践報告と討論である。

7 実践報告：吉田英文先生（大阪府立生野高校）「労働問題によって伝えてきたこと」

吉田先生は次のように実践をまとめられた。

工業高校、総合高校、普通科定時制、現任校と28年間教えてきた。そのなかで労働問題を扱ったが、学校によってニーズが違うことを確認したい。

工業高校では、教科書を安心して教えることができた。生徒も大企業にどんどん就職した。総合学科では商業科目を教えた。女子生徒の進路を考えさせられた。定時制高校では、生徒から学ぶことが多かった。学力と生きる力との乖離を実感し、教科書が当てはまらない例や教科書を越えた事例を垣間見た。ワークシェアリングなんて日本ではないですよ、そんなことを教えてどうするんですか？と外部から問われることもあった。正社員をあっ

せんしたが 3 か月でやめた事例もあった。現在の普通科進学校では、いかに生徒が社会を知らないかを痛感している。それは、親がすべて管理するからであり、そういう保護された彼ら彼女らに何を話すかが課題だと思っている。

教科書批判があったが、教科書は経済学や法学的に厳密でなくとも、現場の教師の実践に任せる部分があってもよいではないか。また、明るく労働問題を教えることはできないのか。法教育と経済教育との接点では、どこでどのように教えるかがまだ見えない。講演での先生方の話のなかで共感をもったのは人的資本の問題である。また、教員養成に法学、経済学を教えることをもっとしっかり組み込むのも課題と感じている。若い先生には、教科書が基本、まずそれをしっかり教えたいうえでアレンジして欲しいと伝えたい。

8 実践報告：関本祐希先生（大阪府立交野支援学校四条畷校高校部）「中学校社会科における法教育と経済教育」

関本先生は、昨年まで在籍していた中学校での実践経験をもとに以下のような報告をされた。

なぜ法教育と経済教育はまじわっていないのかは、教科書の配列がそうになっているからである。憲法学習で労働権、経済学習で労働三権と分かれている。だから、教える人間がよほど自覚していないとばらばらのままになってしまう。労働分野の教育は雇われる側の問題に傾斜しがちだが、将来雇う側にもなる生徒もいることにも注意したい。

法教育と経済教育の関係については、昨年の中川先生の報告をもとに経済教育の観点と法教育の観点の相互浸透が課題であると整理できるのではないか。

では、具体的にどう教えてきたかまた、教えるべきかを実践から提起したい。

6 時間の授業案（契約と経済概念の習得を目指す 3 時間＋労働分野における法教育と経済教育の融合を目指す 3 時間）である。無人島シミュレーションからバイトのお悩み相談室までの授業である。これは中学の実践であるが、連続して実践したものではない。これをもとに高校での授業実践の構想を立てている。最後に、今次の学習指導要領で登場した対立と合意、効率と公正は対立概念ではないことを確認して報告を終了したい。

二人の実践報告を受けシンポジウムが行われた。

9 シンポジウム

まず、大学側のレクチャーへの現場からの意見を求められ、以下のような発言があった。

吉田：先生方の話の内容は、今の私の勤務校なら大丈夫だが、定時制などではそうでない面が多く、使えない場合もある。普遍性と特殊性の組み合わせが大事と思う。

関本：安藤先生の、正規雇用がいいとは思っていないという感覚は共感した。自由な働き方を提案しているのはよしだった。困ったときの相談窓口を教えることが大事ということも共感した。中川先生の最低賃金が雇用を減らすという事例を、現在支援学校の現場で経験している。最低賃金が 13 円上がると雇ってもらえなくなるのではないかと心配してい

る。野川先生の話から、労働組合の必要性がよくわかった。

中川：制度を教えるのは最低限でよいのではないかと思うかがいかがか？原則と例外で大事なものは何かを教えて欲しい。

野川：契約自由の原則が大事なのだが、原則がなんで原則になったかをぜひ生徒に教えて欲しいと思う。なんで労働組合があるのか、なんで最低賃金があるのかが浮かび上がるように絡み合わせて教えればよい。大事な例外は、人間と商品が切り離せないということをしっかり理解させて欲しい。労働力という商品の特殊性、人間だから守らなければいけない領域を例外としているということを教えて欲しい。

安藤：野川先生と意見が対立しているようだが、仲はよい。人格と理論は別。ここまで納得するあとはダメというのが大事。その点から言えば、契約自由の原則を妨げる理由をひとつひとつ立証してゆく必要があるのではないか。表面的な知識と本質的な知識の差が重要。表面的な知識をいくら体系的にしても昆虫採集と同じ。問題はロジックを知ること。どういうものが契約自由を越えるかは野川先生と基本的に同じ。生命の価値が重要であることは同意している。問題は人によって考え方が違うところをどこまで線引きするかがどうか勝負だと思っている。例えば、ブラック企業の経営者は会ってみるといい人が多い。自分がやってきただからでできるだろうと言う。悪意より正義でやる。でもそれが世の中の基準とずれてしまうケース。そんな事例は市場の失敗として議論している。人によって考えが違うケースが大事。目的と手段を分けて議論して欲しい。

中川：ロジックが分かりやすく教えられる教材はどんなものがあるか？自由な生き方は現実的になっているか？

安藤：近頃の若者は草食系というのほうそだと思う。お金がないだけ。限られた予算を最適配分していると考えられる。車よりケータイが大事。生き方に関しては、選択の自由を認めることがいい。

関本：自分に向く仕事は企業の一員になるのではなくどこかにあると、自分自身の就職活動のなかで思った。講師をやっていた高校の授業では、体を動かす仕事のほうが良いという生徒を見た。多様な働き方、生き方がよいというのは共感する。

吉田：私は異論がある。定時制高校の進路部長体験者としては、何でもありというのは無責任じゃないかと思う。それができない非正規雇用が多い。今の日本は正規じゃないと不利益が多すぎる。何がなんでも正規で働けという教員がいてもいいのではないか。ロジックから教えるのもよいが、現実からアプローチしてもよいのではないか。

中川：労働問題を実感させるにはキャリア教育とリンクさせたらという私の提案一つのヒントになるのではないだろうか。

ここからは、フロアからの質問、意見をふまえて議論となった。

質問：感想だが、学歴と賃金格差の資料は生徒に関心を持たせるのに役立つのではないか。

質問：女子高での経験。結婚相手には非正規はありえないという意見があった。子育て、扶養などを組み合わせて、これからの働き方をどう考えるか意見を聞きたい。

安藤：こどもが非正規になるといったら私も反対する。それは情報を持っていないから。情報をきっちりもたせたうえでの判断が必要で、何がなんでも自由な働き方がよいとは考えているわけではない。これは人間の判断能力と絡む。そのなかで選択の自由を選びたい。

野川：安藤さんの話は理念型である。現実には具体的にはそうになっていない。非正規は悲惨。北欧のように職業訓練の整備などがしっかりしたうえで選択ができるなら、ある程度なっていればよいではないか。

吉田：正規雇用といっても現在は何の保障もない。パナソニック、シャープでも正規雇用の会社でもどうなるか分からない。その点を踏まえた教育をしたい。

関本：現在の労働市場では、20代の意見が反映されていない。時代は変わる。教員の実践（松崎さん）でも継続すると社会が変わってきている。そんな希望を生徒に伝えたい。

以上で時間となり、シンポジウムを終了した。

最後に、西村理先生（同志社大学）の挨拶で年次大会を無事終了した。

13時から17時までと長時間であったが、時間の経過を感じさせないシンポジウムであった。経済学者の発想、法学者の発想の共通点と違いがあきらかになり、教科書や授業展開へのヒントが多く提示されていたことがその理由であろう。また、現場の感覚と理念型、ロジックで語る専門家とのギャップも垣間見え、興味深いやりとりとなったことも大きい。雇用形態の変化、自由な生き方などの問題はもう少し掘り下げる時間があるとよかったとも感じたが、内容がかみあった、充実したシンポジウムであったと言えよう。

現場教師としては、指導要領、教科書を踏まえつつも、そこに記されているロジックをしっかりと見直すことが課題であり、生徒の現実と向き合いつつ将来の夢や希望を語れる授業を作り上げる課題が見えてきたシンポジウムであった。

以上 記録と感想：新井

また当日参加いただいた宮尾 尊弘先生のブログも以下のアドレスよりご覧いただけます
<http://miyao-blog.blog.so-net.ne.jp/2013-03-23>